平成２２年（フ）第２０２号
栃木県日光市瀬尾616番地１　５－３－５、前住所栃木県日光市豊田220番地４　フローレンス豊田Ｈ号室
債務者　岩瀬義彦こと　大沼　義彦
１　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月11日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２６９号
栃木県栃木市大宮町2284番地　県営住宅844
債務者　小泉　由紀
１　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２２号
岡山県玉野市長尾1578－２　特別養護老人ホームいこい荘、住民票上の住所岡山県玉野市渋川２丁目22番10号
債務者　與田佐登志
１　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０４号
岡山市北区青江４丁目13番10号
債務者　青井　康子
１　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３号
長野県小諸市甲1574番地１　県住202号、前住所長野県千曲市大字磯部694番地２
債務者　河田　繁夫（旧姓矢代・岡本）
１　決定年月日時　平成22年４月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月７日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第２５５号
岡山市中区祇園45番地１
債務者　宮本　浩一
１　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３８号
栃木県宇都宮市松が峰１丁目２番３号　シティロイヤルコート504、前住所栃木県宇都宮市天神２丁目４番39号　ウイングステイツ御本丸公園705
債務者　坂口　三陽
１　決定年月日時　平成22年４月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２３９号
栃木県宇都宮市松が峰１丁目２番３号　シティロイヤルコート504、前住所栃木県宇都宮市天神２丁目４番39号　ウイングステイツ御本丸公園705
債務者　坂口　正子
１　決定年月日時　平成22年４月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２７４号
栃木県宇都宮市中央１丁目７番４号　東海荘102
債務者　池澤　末雄
１　決定年月日時　平成22年４月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４４４号
東京都東村山市恩多町３丁目21番地32イーストコート202
債務者　松本　和也
１　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月25日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８３２号
岡山県倉敷市児島味野６丁目６番41号　ジョリーハイツ102号、前住所岡山県倉敷市児島元浜町123番地３
債務者　綾部　暁浩
１　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１００４号
岡山県倉敷市安江588番地22、前住所岡山県倉敷市児島元浜町123番地３
債務者　綾部　豊子
１　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９３号
岡山市北区大井2662番地13
債務者　岡崎真由子
１　決定年月日時　平成22年４月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９８号
岡山市中区浜１丁目15番20号　パインウッズ浜２－東号室
債務者　大山　智也
１　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０８号
岡山県玉野市木目524番地２
債務者　古市　仁美（旧姓中元）
１　決定年月日時　平成22年４月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部